回覧

消費生活センターニュース

令和5年度
第1号

本当のねらいは貴金属？？
強引な訪問購入に注意！！

事例

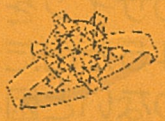

「どんな衣類でもいいから売ってほしい」と女性から電話があった。後日、男性が来訪し、衣類を見せたが「金貨やアクセサリーはないか」と言われた。母の形見の指輪など貴金属を見せ、売却するのを迷っていたら買取業者が1,000円札を置いて貴金属を勝手に持ち帰ってしまった。

消費者庁イラスト集より

アドバイス

次のような対応をとる買取業者とは契約しないようにしましょう！

- ●事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るよう要求する
- ●事前の連絡なく、突然来訪する
- ●訪問時に、事業者名や氏名等を明示しない
- ●クーリング・オフができること、クーリング・オフの期間内は物品の引き渡しを拒むことができることを説明をしない
- ●強い口調で強引に買い取ろうとする
- ●契約書面を交付しない、または、契約書面の記載内容に不備がある

売るつもりのない物品は絶対に見せないようにしましょう。
また、契約しないときは、きっぱり断りましょう。

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20－1500 へ

相談時間　9:00～12:00　13:00～16:00（土・日・祝日・年末年始は休み）

住　　所　沼田市下之町888番地　TERRACE沼田（テラスぬまた）3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！

裏面もご覧ください。

～ネット広告で見た不用品回収
１０倍の以上の料金に～

事例

ネットで「１．５トントラックに詰め放題４万円」という広告を見て不用品の回収を申し込んだ。作業当日、詰め込み後に事業者から領収書へのサインを求められ、金額を確認すると約４５万円だった。不用品を運び出してもらわないと困るので仕方がなくサインをしたが作業前に金額についての説明は受けておらず、支払いたくない。

消費者庁イラスト集より

アドバイス

- ネット広告やチラシに記載された料金のとおりになるとは限りません。事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較し検討しましょう。
- 荷物の量や状態によっては、追加料金が発生することもあります。作業前に支払う見込み額を確認しましょう。
- 市町村の許可を受けず、違法に回収を行う事業者もいます。不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。担当部署へ問い合わせをしましょう。
- 作業時は家族や知人に立ち会ってもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは消費生活センターへ相談しましょう。

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20－1500 へ

相談時間　9:00～12:00　13:00～16:00　（土・日・祝日・年末年始は休み）

住　　所　沼田市下之町888番地　TERRACE沼田（テラスぬまた）3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！